

- 1) 生まれ、育った場所で、経済的にも安心して、自分らしく過ごすお手伝いをします。
- 2) しんどい時もそうでない時も、必要な時、そばにいます。
- 3) 時に癒し、しばしば慰め、常に支えます。

上記当院の診療3方針に添って看取り指針を策定するが、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する対応指針」を規範とし策定する。

#### 1-1

医師から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療ケアを受ける本人（本人がせん妄等で意志決定が他人の場合は代理人：以後代理人）が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療ケアチームと十分な話し合いを行い、本人・代理人による意思決定を基本とした上で人生の最終段階における医療・ケアを進める。

#### 1-2

本人・代理人の意思は変化するものであることを踏まえ、本人・代理人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を、医療・ケアチームで行い、本人・代理人との話し合いを繰り返し行う。

2. 人生の最終段階における医療・ケアについて医療・ケア行為の開始・不開始、医療ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止などは、医療ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。

3. 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し本人・家族などの精神的・社会的援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。

4. このプロセスにおいて、話し合った内容は、その都度文書（またはカルテ）にまとめておく。

5. 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本規定の対象とはならない。

令和5年9月29日